

東京都交通局所属長表彰実施細目

平成7年3月31日 6交職第1102号

東京都交通局所属長表彰要綱第7条の規定に基づき本実施細目を定める。

第一 表彰対象行為の範囲（第2条関係）

所属長表彰対象の具体的行為は、次に定めるところによる。

- 1 第1号該当行為「職務の遂行に当たり、事故の発生を未然に防止したとき」
 - (1) 旅客の危機等を発見し、これを適切に処置した結果、運転事故若しくは輸送障害の発生を未然に防止し、又は損害を軽微にとどめたもの
 - (2) 車両、軌道、電気設備、建物等の障害を発見し、これを適切に処置した結果、運転事故、輸送障害若しくは電気事故の発生を未然に防止し、又は損害を軽微にとどめたもの
- 2 第2号該当行為「職務の内外を問わず、天災その他非常事態に際し、適切な処置があったとき」

職務の内外を問わず、風水害、雪害、地震、火災等の天災及びその他非常事態に際し、適切に対応したもの
- 3 第3号該当行為「職務に関して有益な研究・発明・考案又は改良を行ったとき」
 - (1) 増収対策又は職務改善に役立つ実効のある考案等をしたもの
 - (2) 業務の効率化等への取組が優れていると評価されるもの
- 4 第4号該当行為「職員として模範となる善行があったとき」
 - (1) 職務の内外を問わず、AEDの使用等により、人命救助に貢献したもの（ただし、軌道に転落した旅客の救助など、運転事故又は輸送障害の発生を未然に防止した場合については、第1号により評価することとする。）
 - (2) 職務の内外を問わず、逮捕協力など、犯罪防止に貢献したもの
 - (3) 職務の内外を問わず、火災消火行為等の防災・救護活動に貢献したもの
 - (4) 職員が行った善行について、報道機関による感謝等の報道があったもの
 - (5) 職員が行った善行について、旅客からの感謝の投書及び来所又は電子メール、電話等で謝辞が寄せられたもの
 - (6) 所属長によって、特に優れた善行として認められたもの
- 5 第5号該当行為「接客態度が良好と認められるとき」
 - (1) 職員のお客様対応等について、報道機関による感謝等の報道があったもの
 - (2) 職員のお客様対応等について、旅客からの感謝の投書及び来所又は電子メール、電話等で謝辞が寄せられたもの
 - (3) 外部からの問合せに等に、的確に対応した、粘り強く折衝を行った、分かりやすく説得力のある説明をした等、円滑な業務運営に積極的に取り組み特に貢献したと評価されたもの
 - (4) 添乗調査又は服務監察等において、接客態度良好と評価されたもの
 - (5) その他、日常の接客態度が良好な者で、所属長から特に優秀と評価されたもの
- 6 第6号該当行為「勤務成績が優秀で、かつその執務振りが他の職員の模範と認められるとき」
 - (1) 常に服装が整正され、勤務成績が良好で、サービス推進を心掛け、過去1年間に当日欠勤等がないもの
 - (2) 業務上必要、かつ有効に活用することが期待できる資格を取得したもの

第二 表彰の方法（第3条関係）

所属長表彰の実施について、その適正等を期するため、次に定めるところによる。

1 選考の方法

(1) 所属長表彰審査会

所属長表彰に所属職員の総意を反映させるため、所属に所属長表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置することができる。

ア 審査会においては、所属長表彰の対象者を選考する。

イ 審査会は、所属長及び係長級の職にある者等をもって構成する。

ウ 所属長が、賞詞を与えた場合は、次期の審査会開催時に審査会に報告する。

(2) 選考の件数

ア 賞詞の件数については、概ね職員100名につき年間20～30件程度とする。

イ 所属長表彰の件数については、概ね職員100名につき年間10名程度とする。

2 賞詞及び表彰の方法

(1) 賞詞の方法

賞詞に際しては、所属長が特に必要があると認めるときは、記念品を授与することができる。

(2) 表彰の方法

表彰に際しては、表彰状を授与する。ただし、所属長が特に必要があると認めるときは、記念品を授与することができる。

(3) 賞詞及び表彰の単位

ア 同一行為に係る賞詞の対象者又は表彰の対象者が、2名以下の場合は個人名で、3名以上の場合はグループ名等で行う。

イ グループ名等で表彰する場合は、グループ等の人数分に見合う表彰状を発行することができる。

第三 その他

その他定めのない事項については、職員部長に協議するものとする。

附 則

この細目は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成15年交職第1170号）

この細目は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年交職第1440号）

この細目は、平成24年3月21日から施行する。

附 則（平成27年交職第1262号）

この細目は、平成28年1月25日から施行する。